

白神山地世界遺産センター（西目屋館）利用規程

環境省東北地方環境事務所

（趣旨）

第1条 この規程は、白神山地世界遺産センター（西目屋館）（以下、「西目屋館」という。）の備品や研究室等の利用（見学、資料閲覧等の短時間の利用を除く）に関して必要な事項を定めるものとする。

（利用の手続き）

第2条 西目屋館の備品や研究室等を利用しようとする者は、事前に西目屋館を管理する西目屋自然保護官事務所に別添利用申込書を提出しなければならない。
なお、団体利用の場合は代表者がまとめて申込書を提出することができる。

（利用の制限・中止等）

第3条 次の各号に該当するときは、利用を制限、又は利用の途中であっても中止する。
（1）白神山地世界遺産地域及び周辺地域に関する調査研究、保全管理、環境教育を目的とした利用と認められないとき。
（2）当該地域の自然環境及び、公安、風俗、その他公益を害するおそれがある認められるとき。
（3）その他西目屋館の運営に支障があると認められるとき。

（弁償）

第4条 利用者の責に帰す事由により、施設又は物品を破損又は亡失したときは、原状に復し、又は現品等をもって弁償しなければならない。

（細目）

第5条 この規程に定めるものの他、西目屋館の利用に関し必要な細目は、必要に応じて東北地方環境事務所長が定めるものとする。

附 則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

※平成17年10月に環境省出先機関の改組により事務所名変更。

※平成22年4月に一部改訂。